改正後	改正前
（船舶保安情報の通報事項） **第七十五条**　法第四十四条第一項の国土交通省令で定める事項は、国際航海船舶に係る次に掲げるものとする。 一～二十二　（略） 二十三　次のイ又はロに掲げる船舶の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める日以後における北朝鮮の港への寄港の有無 イ　国際航海日本船舶　平成二十八年十二月九日 ロ　国際航海外国船舶　平成二十八年二月十九日 二十四～二十九　（略） （国際航海船舶以外の船舶への準用） **第七十八条**　法第四十六条において準用する法第四十四条第一項に規定する船舶保安情報は、次に掲げるものとする。 一　第七十五条第一号から第十六号まで、第二十二号イ及びニ並びに第二十三号から第二十九号までに掲げる事項 二・三　（略）	（船舶保安情報の通報事項） **第七十五条**　法第四十四条第一項の国土交通省令で定める事項は、国際航海船舶に係る次に掲げるものとする。 一～二十二　（略） （新設） 二十三～二十八　（略） （国際航海船舶以外の船舶への準用） **第七十八条**　法第四十六条において準用する法第四十四条第一項に規定する船舶保安情報は、次に掲げるものとする。 一　第七十五条第一号から第十六号まで、第二十二号イ及びニ並びに第二十三号から第二十八号までに掲げる事項 二・三　（略）

附　則

この省令は、平成三十年七月十六日から施行する。

規　則

○国家公安委員会規則第十号

学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行に伴い、警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第十一項の規定に基づき、巡査長に関する規則及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年四月二十七日　国家公安委員会委員長　小此木八郎

巡査長に関する規則及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部を改正する規則（巡査長に関する規則の一部改正）

第一条　巡査長に関する規則（昭和四十二年国家公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（巡査長に充てる巡査） **第四条**　巡査長には、勤務成績が優良であり、かつ、実務経験が豊富な巡査であつて、次の各号のいずれかに該当するものから選考して充てるものとする。	（巡査長に充てる巡査） **第四条**　［同上］
一　勤務年数が六年（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める大学（短期大学を除く。）を卒業した者にあつては二年、同法に定める短期大学又は高等専門学校を卒業した者（同法に定める専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）にあつては四年）に達しており、かつ、指導力を有する者	一　勤務年数が六年（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める大学（短期大学を除く。）を卒業した者にあつては二年、同法に定める短期大学又は高等専門学校を卒業した者（同法に定める専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）にあつては四年）に達しており、かつ、指導力を有する者
二　［略］	二　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部改正）

第二条　遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（試験事務の義務等） **第十九条**　［略］ 2　遊技機試験又は型式試験は、次のいずれかに該当する者に行わせなければならない。 一　［略］ 二　学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において、機械工学、電気工学、電子工学、通信工学又は情報工学に関する学科を専攻して卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者） 三　［略］	（試験事務の義務等） **第十九条**　［同上］ 2　［同上］ 一　［同上］ 二　学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において、機械工学、電気工学、電子工学、通信工学又は情報工学に関する学科を専攻して卒業した者 三　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この規則は、学校教育法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。